

議案第八号

三朝町農業委員会事務局設置條例の制定に付て

三朝町農業委員会事務局設置條例を次のように制定するものとする

昭和三十六年十一月二十五日提出

三朝町長 坂出 雅己

三朝町農業委員会事務局設置條例

三朝町農業委員会に事務局を置く、事務局の組織並びに所掌

事務につては農業委員会規則で定める

附 則

この條例は公布の日から施行する

昭和三十一年十二月二十五日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

鳥取県 東伯郡 三朝町 議長